

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
1	第 11 条 第 1 項	監督指針におけるクレジットカード情報等の管理態勢や法人関係情報を利用したインサイダー取引等の防止に係る規定を自主規制基本規則等で定めないのでか。	「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」に定める予定です。
2	第 11 条 第 1 項	「利息・保証料等に関する制限等」等一部項目が追加されているが新たな個別ガイドライン等が示されその中に織り込まれるとの理解でよいか。	そのような理解で結構です。
3	第 11 条 第 1 項第 11 号	「個人信用情報の提供を含む」との文言が追加されているが、その主旨は何か。単に目的外利用の禁止等を意図したものなのか。	目的外利用の禁止だけでなく、個人信用情報を加入指定信用情報機関へ遅滞なく提供すること等が含まれると考えます。
4	第 11 条の 4	週 4 日間のみ勤務する嘱託社員でも、貸金業務取扱主任者として、届出は可能でしょうか。	ご指摘の規定は、貸金業法第 12 条の 3 を確認的に規定したものであり、いずれにせよ貸金業法第 12 条の 3 に基づき適切な対応が必要であると考えます。
5	第 11 条の 4 第 2 項	「人事、経理及び総務などの内部事務に関する業務並びにシステム管理などの業務は、原則として、貸金業の業務に該当しない」と限定的に記載されているが、貸金業者が自らの判断で当該部門の従業員を従業者名簿に記載すること及び当該部門に貸金業務取扱主任者を設置することを妨げるものではないと解してよいか。	そのような理解で結構です。
6	第 15 条の 3 第 1 項	「貸付の契約の締結をする場合において、利息制限法第 1 条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない」とされているものの、完全施行前に締結している契約の場合は、従前の契約に基づく利息を受領することができるかと解してよいか。	極度方式基本契約に基づく個々の極度方式貸付けの契約日が完全施行日後であれば、極度方式基本契約の締結が完全施行日より前であるか以後であるかを問わず、経過措置の適用はありません。
7	第 15 条の 3 第 2 項	「実費相当額」とは具体的に何を指しているのか。例えば、次の事例においては実費相当額の範囲内と解することは可能か。	貸金業法施行令第 3 条の 2 の 2 に規定されている費用である場合には、いずれも実費相当額に含まれると考えられますが、合理的な算出方法に基づき算出され、社会通

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		<p>①「キャッシング専用カードの再作成、送付」、「法第 17 条、18 条書面の再作成、送付」を外部業者に委託している場合の委託手数料</p> <p>②「キャッシング専用カードの再作成、送付」、「法第 17 条、18 条書面の再作成、送付」を自社の社員が行っている場合、作成、送付にかかる時間あたりの人件費相当額</p> <p>③「キャッシング専用カードの再作成、送付」、「法第 17 条、18 条書面の再作成、送付」のために要する年間のシステム維持費用を、年間のそれぞれの再作成件数で按分した額</p>	<p>念上妥当な金額である必要があると考えます。</p>
8	第 15 条の 3 第 3 項	<p>「協会員は、債務者に対して金銭の貸付けを行う際に A T M 利用料その他のみなし利息から除外される費用、利用料等～（略）～貸付けを行うとき以外に、当該費用を徴求することもできるものとする。」について、次のとおり解してよいか。</p> <p>① A T M での貸付け時に発生した「利用料」について、貸付け時に精算せず「累計手数料」として計上</p> <p>② A T M での弁済を受ける際、今回発生した「利用料」および従前に計上していた「累計手数料」をあわせて精算</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
9	第 15 条の 3 第 3 項	<p>「協会員は、債務者に対して金銭の貸付けを行う際に A T M 利用料その他のみなし利息から除外される費用、利用料等～（略）～貸付けを行うとき以外に、当該費用を徴求することもできるものとする。」とされているが、次の場合における費用等「金銭の貸付けを行う際」以外に発生した費用、利用料等についても、同様と解してよいか。</p> <p>① 自動契約機等、対面以外の状況におい</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		<p>て、顧客の要請により、カードの再発行を行った場合の費用</p> <p>②自動契約機等、対面以外の状況において、契約の締結の費用であって公租公課に相当する場合の印紙税額</p>	
10	第 15 条の 4	社内態勢整備に努めるにあたり「第 11 条に留意しなければならない」とあるが、どういう意味か。	貸金業の業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備に努めることを求めています。
11	第 19 条	「紛争解決等業務規則に定められた協会の責務に留意しなければならない。」とあるが、今後新たに同規則が制定されるのか。	<p>そのような理解で結構です。</p> <p>なお、平成 22 年 10 月 1 日までに「紛争解決等業務規則」を公表することを予定しております。</p>
12	第 21 条	「極度方式貸付けを除く」という但書が削除されているが、極度方式貸付けの締結については、総量規制では法令にて除外されており、また、本規則でも特に規定されていないため、あえて本規則で再度除外する必要がなく、単に削除したという理解でよいか。	<p>本条は、貸付けの契約に関する総則として規定しており、貸付けの契約に関する協会の一般的な責務として、広く適正な貸付けを行っていただく必要があるため、「極度方式貸付けを除く」という文言を削除しております。したがって極度方式貸付けを含むすべての貸付けの契約を本条項の適用対象としています。</p>
13	第 21 条の 3 第 2 項	「協会員は、～（略）～前項に規定する記録を保存しなければならない。」とされているが、提出又は提供を受けた収入証明書類については、写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録による保存が可能であると解してよいか。また、解してよい場合その旨を明記していただきたい。	貴見を踏まえ、修正しました。
14	第 21 条の 3 第 3 項	返済能力調査の記録の保存期間について、「債権譲渡」は債権の消滅に含まない旨が明記されているが、譲渡した債権について譲渡人が最終返済日や完済日まで把握しなければならないため、現実的ではないので見直していただきたい。	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-12-1(2)・①・ロ）に従ったものです。</p> <p>なお、貸付けに係る契約に基づく債権を第三者に債権譲渡した場合、施行規則第 10 条の 18 第 2 項第 1 号による記録の保存については、特段の事情のない限り、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約</p>
15		「協会員は、前項第 1 号に定める「弁済その他の事由により消滅したとき」に	

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		<p>は債権を譲渡したときは含まれないことに留意するものとする。」について、債権譲渡後にその債権が消滅したか否かは債権譲受側から連絡をもらわない以上把握できないことから、実質上永久に保存が求められることになる。よって、過度な負担を避けるため、次のとおり変更していただきたい。</p> <p>「～（略）～消滅したとき」には債権譲渡は含まれないと考えられる。ただし、債権譲渡後の検証を行うことを目的として、債権譲渡後も合理的な期間保存する等、社内基準を定める必要がある。</p>	<p>である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもののうちいずれか遅い日）までの間、保存しなければならないと考えられます。</p>
16		<p>「債権を譲渡した場合は「弁済その他の事由により消滅したとき」には含まれないこと」とされているが、実務上、譲渡元の貸金業者において債権譲渡後は、譲渡先において当該債権がいつ弁済されたかについて把握できないことから、このような場合はどの程度の期間、譲渡元において保存するべきかを明示していただきたい。</p>	
17	第 22 条	<p>借入れの意思の確認方法として「・・・自ら記入させること等により」と規定されているが、これは第 1 項による確認方法の一部に不備があった場合、第 2 項各号における確認方法によって補完することを許容するものと考えてよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
18	第 23 条	<p>「第 21 条第 2 項の規定による調査により」とあるが、今回の案において「第 21 条第 2 項」は「第 21 条の 2」に改廃されており、かつ基準を設けることを求める内容となっている。誤植と解してよいか。</p>	<p>貴見を踏まえ、修正しました。</p>
19	第 24 条第 1 項	<p>本項における“保証人”には「保証業者を除く」との記載がないが、後段に規定される「保証人となろうとする者につ</p>	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-12-1）においても保証業者が除外されておりません。ただし、本条の規定が遵守</p>

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		<p>いて、返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の認識についても確認するものとする。」については、保証業者に対する都度の確認は不要と解してよいか。</p> <p>また、不要と解することができる場合、後段に規定される“保証人”について、「保証業者を除く」ことを明記いただきたい。</p>	<p>されているかどうかについては、個別事例ごとに実体に即して実質的に判断されるものと考えます。</p>
20	第 26 条	<p>方策 1 の顧客返済緩和策を講じる場合、仮に対象となる債務者の借入残高が 100 万円である場合は、最長の 5 年の返済期間を超えることは可能と解してよいか。</p>	<p>ご指摘の借換えは、総量規制に抵触する借主が段階的に借入残高を減らすことができるよう、総量規制の例外貸付けとされたものです。当該例外貸付けの契約に基づく定期の返済によって元本残高が減少していく限りにおいて、基本的には、返済期間について画一的な基準は設けられていません。</p> <p>なお、本条本文は、「原則」を定めたものであり、ご指摘のような個別事案における例外的な取扱いを否定するものではありません。</p>
21	第 27 条 第 1 項	<p>第 27 条第 1 項 (4) を以下の内容に変更していただきたい。</p> <p>(4) 資金使途 (資金需要者等による資金使途が未定若しくは協会員により使途目的を定めない場合は、その旨の記録等は不要とする。)</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。</p>
22	第 27 条の 2 第 4 項	<p>海外勤務の場合、その勤務する企業が発行する給与明細書は収入証明書類に該当すると考えてよいか。</p>	<p>協会員において通常の注意義務をもって給与明細書が真正なものであると判断することを前提に、給与明細書として一般的に記載されている事項に記載があれば、年収証明書に該当するものと考えます。</p>
23	第 27 条の 2 第 4 項	<p>外貨による給与支払いの場合、日本円に換算するタイミングは給与明細書等を受け取った日の終値など社内ルールを決めておけばよいか。</p>	<p>個別具体的に判断されるものであり、一概には判断できませんが、ご質問のような対応をとることは、基本的には許容されるものと考えます。</p>

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
24	第 27 条の 2 第 4 項	支払調書については、「不動産の使用料等の支払調書」に限定した定義に変更していただきたい。	本条項は、貸金業法施行規則第 10 条の 17 に基づき策定したものです。
25	第 27 条の 2 第 4 項	所得証明書の根拠法令に、「地方税法第 20 条の 10、地方税法施行令第 6 条の 21」を追加していただきたい。	貸金業者向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-12-1(2)・②）の改正に伴い、本条項を修正しました。
26	第 27 条の 2 第 3 項	法第 13 条第 2 項で指定信用情報機関の照会義務の対象外として規定されている契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約）については、自主規制基本規則第 27 条の 2 第 3 項の適用外であると理解してよいか。	貴見を踏まえ、本条項が貸金業法第 13 条の 3 第 3 項を前提とした規定であることを明確にするべく修正しました。
27	第 27 条の 2 第 4 項	各号に定める所得証明書類の根拠法及び根拠条文が記載されているものの、資金需要者から提出される書面の種類や名称は様々であり、貸金業者において、受領した当該書面の根拠法を調べることができる訳ではないことから、個々の書面について、根拠法を確認することまでは求められないと解してよいか。	貸金業法施行規則第 10 条の 17 第 1 項各号に規定された各書面については、それぞれの法令を根拠とする必要があるものと考えます。なお、貸金業者向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-12-1(2)・②）の改正に伴い、本条項を修正しました。
28	第 27 条の 2 第 4 項	本項各号につき、個別ガイドライン等で具体例やポイント等を明示していただきたい。	貴重なご意見として承り、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。
29	第 27 条の 5	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2 に基づき例外貸付けを行う場合、具体的には、どのような書面等を取得し保存すればよいか。	貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 2 項各号に規定する書面等を取得し、保存する必要があるものと考えます。
30	第 27 条の 5 第 1 項	「第 23 条の規定にかかわらず」除外貸付け又は例外貸付けの契約を締結できるとあるが、返済能力を超える貸付けを行うことができると誤解されるのではないか。	本条項は、いわゆる総量規制の適用除外又は例外として貸金業法上許容されている除外貸付け又は例外貸付けについて、貸金業法の規定を確認する規定となります。除外貸付け又は例外貸付けに該当する場合であっても、返済能力を超える貸付けを行うことを許容しているわけではありま

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
			せん。
31	第 29 条	起業して 1 年に満たない個人事業者と貸付けの契約を締結する場合、過去の事業所得の状況を確認することは難しいと考えるが、この場合、何をもちいて安定的な収入か否かを判断すればよいか。具体的な判断基準を示していただきたい。	個別事例ごとに実体に即して実質的に判断されるものと考えておりますが、基本的には、起業して 1 年に満たない個人事業者の場合、当該個人事業者の年間の事業所得が確認できないと考えられることから、安定的であるとは認められないものと考えます。
32	第 29 条	「過去の事業所得の状況に照らして安定的といえるかどうかを判断」において、過去の事業所得の状況に照らしてとは、確定申告書 B 等の直近及び（少なくとも）前期分との比較が必要ということか、また安定的の基準を明示していただきたい。	個別事例ごとに実体に即して実質的に判断されるものと考えます。
33	第 29 条の 2	零細事業者は事業計画書等の作成に不慣れであり、別紙「借入計画書」の内容を開示する等により、借入に際しどのような事項を申告しなければならないのか事前に利用者に周知して欲しい。事業計画書等は事業者の立場に立って極力簡便なものであること、要件を満たすものであれば申込人の普段から作成しているものをそのまま受入れてもらいたい。また、そのような書類が必要であること、急な資金需要に備えて事前によく相談しておくことを店頭等で周知するとともに、申込みに対する懇切丁寧な指導をお願いする。	貴重なご意見として承り、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。なお、「借入計画書」は、当協会ホームページに掲載しております。
34	第 29 条の 2	協会の提供する「借入計画書」は①事業資金の場合②つなぎ融資の場合③創業資金の場合の 3 種類となっているが、利用目的が事業資金、つなぎ融資、創業資金以外の場合（たとえば子供の教育資金）は、協会の提供する「借入計画書（事業資金の場合）」を流用できると解して	施行規則第 10 条の 23 第 1 項 4 号に定められる例外貸付けは、個人事業者を相手方にするものですが、貸付資金の用途を事業目的に限定するものではありません。 貴見のとおり、消費性資金であっても「借入計画書（事業資金の場合）」を代替的に使用することは可能と考えられます。

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		よいか。	
35	第 29 条の 2	<p>簡素化に係る借入計画書のモデルで、三計画書を三つに分けた要因。各々の書面をお客さまより取得するケース毎の定義を明示いただきたい。</p> <p>(例)</p> <p>①「事業資金の場合」…事実上借入の申込がつなぎ融資であった場合でも使用は可能か。</p> <p>②「創業資金の場合」…決算期が来ていないが創業済みである場合でも使用してよいか。</p> <p>③「つなぎ融資の場合」…つなぎ融資が完済した場合は、例外融資枠は無効とする必要があるか。</p>	<p>個別事例ごとに実体に即して実質的に判断されるものと考えます。</p>
36	第 29 条の 2	<p>個人事業者の例外貸付けとして、資金使途が事業資金でない場合、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号で定める要件を満たしていればよいか。</p>	<p>貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号口に定める要件については、本条項に則り確認される必要があると考えます。</p> <p>また、施行規則第 10 条の 23 第 1 項 4 号に定められる例外貸付けは、個人事業者を相手方にするものですが、貸付資金の使途を事業目的に限定するものではありません。</p>
37	第 29 条の 3	<p>起業して 1 年に満たない個人事業者の確認について、起業の証明について書類を受領した場合の保管期間を明確にしていきたい。</p>	<p>自主規制基本規則第 21 条の 3 第 2 項に基づく期間と考えます。</p>
38	第 29 条の 4	<p>「経常的な運転資金の場合～行ってはならない」の関係で「過去の経営実績を踏まえて予測される当該事業年度における売上」とは、資金需要者等からの申告によるものということによいか。</p>	<p>原則として、そのような理解で結構です。</p> <p>ただし、過去の売上の推移や会社の事業計画等を踏まえて合理的に予測されるものであることが求められると考えられます。</p>
39	第 31 条第 2 項	<p>事業者の事業実態を確認することは努力規定とされているものの、その確認方法が訪問に限定されているため、訪問</p>	<p>起業資金の貸付けに当たっては、開業後の事業所への訪問による事業実態の把握に努める必要があると考えられます。</p>

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		に限らずその他の方法で実態を確認できるように変更していただきたい。	
40	第 33 条	「法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の決算書等の提供又は提出を受けて、返済能力を超える貸付けとなるか否かを判断しなければならない。」について、改正案においては、個人事業者は当該条項の適用対象外となるが、法人については従前より変更がないことから、過去に法人と締結した極度方式基本契約に係る審査が、単年の決算書または資金繰り表に基づいている場合は、複数年の決算書または資金繰り表の提供又は提出を受けるまで、貸付けを停止する必要があるか。	そのような理解で結構です。
41	第 34 条第 4 項	「協会員は、第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、」とあるが、何を意味しているのか。	自主規制基本規則第 34 条第 4 項は、総則として規定している第 24 条第 2 項の特則を定めた規定となります。このような特則という趣旨を明確にするべく、「第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、」と記載しています。
42	第 35 条	本条は、「第 4 款 法人向け貸付けに関する特則」に位置付けられているが、施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号に基づき、個人顧客が所有する収益物件を担保に融資する場合には、何らかの確認を行う必要はないのか。	貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 2 項第 5 号に規定する書面にて確認が必要と考えます。
43	第 36 条第 1 項、第 3 項	第 4 款は法人向け貸付けに関する特則とされていることから、「資金需要者等」との記載は「法人」とするほうが適切ではないか。	貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。
44	第 39 条第 32 条	第 39 条では、「個人」に関する信用情報の提供義務について定められているが、第 32 条に基づき法人融資を行うにあたり信用情報機関等を利用する場合、「法人」に関する貸付け情報等の信用情報を提供する必要はないのか。	貴見のとおり、「法人」に関する信用情報を指定信用情報機関に対して提供することを求めてはおりません。

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
45	第 39 条の 2 第 1 項	「新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって」「同意を確実に取得」することとあるが、ここで言う「新たに」とは、極度方式貸付けの都度取得する必要はないか。	そのような理解で結構です。
46	第 67 条の 5	債務者との間でカードローン契約を締結していた場合において、当該債務者が延滞した後、代理人である弁護士等と返済に関する変更契約を締結するとき、重要事項を変更した際における法第 17 条書面の再交付義務は、免除されるか。	施行規則第 13 条各項各号において、「契約の相手方の利益となる変更」として除かれる事項以外のものが変更された場合には、原則として法第 17 条書面の交付が必要であると考えます。
47	第 67 条の 5	同一の債務者との間で、カードローン契約と証書貸付契約とを締結していた場合において、当該債務者が延滞した後、カードローン契約に基づく貸付残高と証書貸付契約に基づく貸付残高を合算した金額について、返済方法等を変更する契約を締結することがある。この場合、法 17 条書面の再交付は、各契約ごと（カードローン契約と証書貸付契約）に行なう必要があるのか。	民法第 513 条に基づく更改契約に該当するものであれば、当該更改契約に関して、貸金業法第 16 条の 2 及び第 17 条に基づく書面の交付が必要であると考えます。
48	第 67 条の 5 第 2 項	「協会員は、債務者等と更改契約（民法第 513 条）を締結する場合には、法第 17 条に基づく書面のみならず、法第 16 条の 2 に基づく書面を交付しなければならない。」とあるが、リボルビング契約や証書貸付契約の場合、それぞれ具体的にはどういう契約を指しているのか。	当事者が従前の契約に関し債務の要素を変更した場合には更改契約となりますが、どのような場合に「債務の要素を変更」したことになるかは、個別事例ごとに実体に即して実質的に判断されるものと考えます。
49		「債務者等と更改契約を締結する場合」には、事前書面の交付も必要であると規定されているが具体的にはどのような場合を意味しているのか。	
50	第 67 条の 5 第 2 項	「債務者等と更改契約を締結する場合」には、事前書面の交付も必要であると規定されているが、債務者等と返済方法や各月の返済金額等についての変更契約	民法第 513 条に基づく更改契約に該当しない契約の変更の場合には、貸金業法第 16 条の 2 に基づく書面の交付は不要であると考えます。ただし、施行規則第 13 条

コメントの概要及びコメントに対する協会の考え方

平成 22 年 6 月 22 日

No.	該当条項	コメント概要	協会の考え方
		<p>を締結する場合には、法第 16 条の 2 に基づく書面の交付は不要と考えるが、この理解で問題ないか。</p>	<p>各項各号において、「契約の相手方の利益となる変更」として除かれる事項以外のものが変更された場合には、原則として法第 17 条書面の交付が必要となります。</p>
51	<p>第 67 条の 5 第 2 項</p>	<p>「債務者等と更改契約を締結する場合」には、事前書面の交付も必要であると規定されているが締結予定の変更契約書（案）のコピーを交付する方法をとることは可能であるか。</p>	<p>本件における変更契約書（案）が更改契約に該当し、当該変更契約書（案）が貸金業法第 16 条の 2 に基づく書面の記載要件を満たしているものであれば、当該書面を交付することは可能であると考えます。</p>